

件名	愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月25日公布・平成28年4月1日施行）</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年2月5日公布・同年4月1日施行）</p> <p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成28年2月5日公布・同年4月1日施行）</p>
<p>【改正の概要】</p> <p>1 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 地域密着型通所介護事業所（定員18人以下）の創設に伴う</p> <ul style="list-style-type: none"> 療養通所介護事業所の規定削除（利用定員が9人以下のため市町へ移管） 特定施設入居者生活介護の外部サービス対象事業者の追加 利用定員10名以下の人員配置緩和の規程削除（通所介護、基準該当通所介護） <p>2 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域密着型通所介護事業者の創設に伴う介護予防特定施設入居者生活介護の外部サービス対象事業者の追加 <p>3 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による改正前の愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域密着型通所介護事業所の創設に伴い、介護予防通所介護の人員・設備基準が緩和される条件として、介護予防通所介護が地域密着型通所介護の指定を併せて受け一体的に運営する場合を追加 	
施行日	平成28年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	